

能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業 概要

別表 1

補助対象者	能登半島地震により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町内で、住宅の建設、購入又は補修を行う世帯で、以下の要件を満たすもの 建設・購入： 全壊世帯、大規模半壊世帯又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ロに該当する世帯(以下、「法2条2号ロ世帯」という。) 補修： 全壊世帯又は大規模半壊世帯 ただし、自ら居住する住宅を建設、購入又は補修する世帯に限る。			
補助限度額	各基準別の補助額の合計額と以下の補助限度額のいずれか小さい額 全壊世帯及び法2条2号ロ世帯：1世帯あたり200万円 大規模半壊世帯：1世帯あたり120万円 ただし、同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合においても、上記の1世帯当たりの額を限度とする。			
各基準別の補助額(各補助基準は別表2による)				
	建設・購入		補修	
	全壊世帯、 法2条2号ロ世帯	大規模半壊世帯	全壊世帯	大規模半壊世帯
〔世帯あたり 補助限度額〕	(200万円)	(120万円)	(200万円)	(120万円)
1 耐震・耐雪	50万円	50万円	補助率 1/2 かつ 50万円以下	補助率 1/2 かつ 50万円以下
2 バリアフリー	60万円	60万円	補助率 1/2 かつ 60万円以下	
3 景観配慮	40万円	40万円	補助率 1/2 かつ 40万円以下	
4 県産材活用	60万円	60万円		
5 建ておこし			補助率 1/2 かつ 75万円以下	補助率 1/2 かつ 75万円以下
事業年度	平成19年度～平成21年度			

注1：能登半島地震により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町とは、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町をいう。

注2：補修については、中古住宅を購入して補修する場合を含む。

注3：補修については、各補助基準毎の工事に要する経費を補助対象事業費とし、その1/2と各補助基準の限度額のいずれか小さい額を補助するものとする。

注4：交付申請は住宅が完成し居住を開始してから行うものであるが、必要に応じて補助基準への適合にかかる事前相談を受け付けるものとする。

別表2(その1)

1「耐震・耐雪」に係る補助基準

以下の又はの基準を満たすもの。なお、については、又はを満たした場合に限り、設置に要する経費を補助対象事業費とすることができる。

在来軸組工法の木造の住宅の場合

以下のア～ウ全てを満たすもの

ア．軸組を構成する各部材は表に掲げる寸法以上又はこれと同等以上の耐力を有する部材とし、かつ柱の直下率は60%以上のもの

部材			樹種	幅 (mm)	高さ (mm)	備考
土台			注1	120	120	
柱	通し柱 管柱		注2	120 120	120 120	
小屋梁	積雪100cm 区域	梁間3.6m	B・C	120	210	小屋梁の間隔1.8m
		梁間4.5m	B・C	120	240	
	積雪150cm 区域	梁間3.6m	B・C	120	270	
		梁間4.5m	B・C	120	330	
	積雪200cm 区域	梁間3.6m	B・C	120	300	
		梁間4.5m	B・C	120	360	
モヤ			A	105	110	スパン1.8m ピッチ90cm
			B・C	90	105	
タルキ	軒先以外の部分		A	45	60	スパン90cm ピッチ36cm
			B・C	45	50	
	軒先部分、軒の出90cm		A	45	60	ピッチ18cm ピッチ18cm
			B・C	45	50	
	軒先部分、軒の出45cm		A	45	60	ピッチ36cm ピッチ36cm
			B・C	45	50	

注1 土台の樹種については次によることとする。

ひのき、ひば、べいひ、べいひば、くり、けやき、べいすぎ、台湾ひのき、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、ウエスタンレッドシーダー、インセンスシーダー又はセンベルセコイヤ(もしくはこれらの樹種を使用した構造用集成材又は構造用単板積層材)

注2 柱の樹種については次によることとする。

ひのき、ひば、べいひ、けやき、台湾ひのき、すぎ、からまつ、べいすぎ、くり、ダフリカからまつ、べいひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、くぬぎ、みずなら、べいまつ(ダグラスファー)、ウエスタンレッドシーダー、アビトン、ウエスタンラーチ、カブール、ケンパス、セランガンバツ、タマラック又はパシフィックコーストイエローシーダー(もしくはこれらの樹種を使用した化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材)

注3 その他の樹種については次によることとする。

A種:すぎ、べいすぎ、えぞまつ、とどまつ、べいつが

B種:からまつ、ひば、べいひ、あて、つが

C種:あかまつ、べいまつ、くろまつ

注4 必要に応じて軒桁の断面も割増すること。

注5 階数が1の住宅の場合、土台、柱は105×105とすることも差し支えない。

イ．基礎が一体の鉄筋コンクリート造のもの

ウ．階の床面積に乗ずる数値が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項の表2に掲げる数値の1.05倍以上のもの

ただし、同第43条第1項の表の(二)に掲げる建築物については、同第43条第1項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物とみなす

参考

	平屋建	2階建	
		1階	2階
壁量 (cm / m ²)	16	35	22

在来軸組工法の木造の住宅以外の住宅の場合

建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく構造計算によって安全であることが確かめられたもの。ただし、建築基準法の求める地震時の耐力の1.05倍の性能を有すると認められるもの。また、建築基準法施行令第82条第2号の長期に生ずる力の算定において「0.7S」とあるものを「S」として算定し、同令第86条第6項の規定は適用しないものとして構造計算を行うものとする。

屋根融雪装置を設置するもの

屋根に積もった雪を熱エネルギーを利用して溶かす装置で、設置後1年間以上の保証書が交付されるものを設置するものをいう。ただし、開放利用の散水方式は除くものとする。

別表2(その2)

2「バリアフリー」に係る補助基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9の9-1の等級3の基準を持たすもの。

参考：住宅性能表示制度・高齢者配慮対策等級3基準

1. 部屋の配置

特定寝室（高齢者が利用する寝室及び高齢者がいない場合で入居者が将来高齢化した場合などに利用予定の寝室）がある階には、便所を配置する

2. 段差の解消

床は原則として段差のない構造とする

- ・日常生活空間内で認められる段差
 - ・玄関の出入口
 - ・玄関の上がりかまち
 - ・勝手口等の出入口、上がりかまち
 - ・一定の基準を満たした畳コーナー
 - ・浴室の出入口で以下のいずれか
 - ・20mm以下の単純段差
 - ・浴室内外の高低差120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ手すりを設置
 - ・バルコニーの出入口
- ・日常空間外で認められる段差
 - ・玄関・勝手口等の出入口・上がりかまち、バルコニー・浴室の出入口、畳コーナー等の90mm以上の段差

3. 階段の安全性

- ・勾配：22 / 21以下
550mm けあげ × 2 + 踏面 650mm、かつ踏面は195mm以上
- ・蹴込み等：30mm以下

4. 手すりの設置

- ・階段片側に設置（勾配が45°を超える場合は両側に設置）
- ・便所、浴室に設置
- ・玄関・脱衣室に下地の準備
- ・転落防止のための手すり設置

5. 通路・出入口の幅員

- ・780mm（柱等の箇所は750mm以上）
- ・玄関は有効750mm、浴室は有効600mm以上
- ・玄関・浴室以外（バルコニー・勝手口等を除く）は750mm以上（軽微な改造による確保可）

6. 寝室・便所・浴室（寸法・面積は内法）

- ・浴室：短辺1,300mm以上、かつ面積2.0㎡以上
- ・便所：腰掛け式
次のいずれか
 - ・長辺1,300mm以上（軽微な改造による確保可）
 - ・便器前方又は側方に500mm以上（ドアの開閉による確保又は軽微な改造による確保可）
- ・特定寝室：面積9㎡以上

別表2(その3)

3「景観配慮」に係る補助基準

申請者が居住する地域の住まい・まちづくり協議会が定め、理事長が認めた地域景観配慮基準に適合するもの。

ただし、街なみ環境整備事業（平成5年4月1日建設省住整発第27号建設省住宅局長通知）実施地区で、別途修景にかかる補助を受ける場合は、景観配慮のために要する経費から当該補助金額を除いたものを補助対象事業費とし、その1/2を支援する。

4「県産材活用」に係る補助基準

使用する木材の加工方法毎に下表の条件を満たすもの。（建設・購入の場合に限る）

加工方法		プレカット住宅	左記以外
県産材の使用条件	使用割合	総使用量の50%以上	総使用量の75%以上
	床面積 当たり材積	延床面積1㎡あたり 0.10m ³ 以上	延床面積1㎡あたり 0.15m ³ 以上
	含水率(柱)	20%以下	25%以下
備 考		規定の含水率を満たさない柱を使用した場合には、県産材使用数量から控除し、県産材として集計しないものとする。	

5「建ておこし」に係る補助基準

被災した住宅等を建ておこして活用するもの。（補修の場合に限る）

柱・梁等が傾斜した住宅をワイヤーによる牽引、揚家等により正常な状態に修復するための工事に要する経費を補助対象事業費とする。（牽引前の内装材、構造材の一部撤去およびその復旧を含む。）

能登半島地震で被災された方々の生活・住宅再建に対する支援（図解）
 ～ 新しい被災者生活再建支援制度がH19年12月14日から施行されました ～

全壊世帯（①、②）

① 住宅を建設・購入する方

資金の支援			資金の融資
最大770万円			最大1,400万円【※4】
被災者生活再建支援制度【※1】	義援金	復興基金助成	住宅融資 (住宅金融支援機構等)
(国)【※2】 300万	(県)【※3】 100万	上限 200万	復興基金助成 5年間の利子補給【※5】

耐震・耐雪 50万 景観配慮 40万
 バリアフリー 60万 県産材活用 60万

② 住宅を補修する方

資金の支援			資金の融資
最大720万円			最大590万円【※4】
被災者生活再建支援制度【※1】	応急修理 (現物支給)	復興基金助成	住宅融資 (住宅金融支援機構等)
(国)【※2】 200万	(県)【※3】 50万	上限 200万	復興基金助成 5年間の利子補給【※5】

耐震・耐雪 50万 景観配慮 40万
 バリアフリー 60万 建て起こし 75万

大規模半壊世帯（③、④）

③ 住宅を建設・購入する方

資金の支援			資金の融資
最大555万円			最大1,400万円【※4】
被災者生活再建支援制度【※1】	義援金	復興基金助成	住宅融資 (住宅金融支援機構等)
(国)【※2】 250万	(県)【※3】 100万	上限 120万	復興基金助成 5年間の利子補給【※5】

耐震・耐雪 50万 景観配慮 40万
 バリアフリー 60万 県産材活用 60万

④ 住宅を補修する方

資金の支援			資金の融資
最大505万円			最大590万円【※4】
被災者生活再建支援制度【※1】	応急修理 (現物支給)	復興基金助成	住宅融資 (住宅金融支援機構等)
(国)【※2】 150万	(県)【※3】 50万	上限 120万	復興基金助成 5年間の利子補給【※5】

耐震・耐雪 50万 建て起こし 75万

半壊世帯（⑤）

⑤ 住宅を補修する方

資金の支援		資金の融資
最大235万円		最大590万円【※4】
被災者生活再建支援制度【※1】	義援金	住宅融資 (住宅金融支援機構等)
(県)【※3】 100万	85万	復興基金助成 5年間の利子補給【※5】

⑤の場合、別途、県として、必要な解体・撤去、整地費等を支援します。
 (100万円限度)

注意事項

- 【※1】 単身世帯の場合、支給額は75%になります。
- 【※2】 新制度での基礎支援金(旧制度での生活関係経費〈生活必需品購入費など〉相当分)を含んでいます。
 旧制度で支援金を受けた方は、新制度での支給額から既に旧制度で受けた支援金を差し引いて支給されます。
- 【※3】 県の被災者生活再建支援制度に変更はありません。
 大規模半壊、半壊の場合、生活関連経費〈生活必需品購入費など〉を含んでいます。
- 【※4】 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度を利用した場合の最大融資額です。
- 【※5】 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度の利率を上限とします。